

平成26年度林野庁補助事業
地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業
(合法木材普及促進事業)

平成26年度

中国における木材の合法性証明現状調査
報告書

平成27年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は林野庁平成26年度林野庁補助事業地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業（合法木材普及促進事業）に中の、「中国における木材の合法性証明の現状調査」の実施結果をまとめたものです。

調査実施にあたり、本事業の検討委員会メンバーである立花敏筑波大学大学院生命環境科学研究科准教授・平野悠一郎森林総合研究所林業システム研究室主任研究員・黄勝澤一般社団法人海外林業コンサルタンツ協会研究部長・岡田清隆日本木材輸入協会専務理事に調査の実施及びとりまとめの方法に関してご指導いただきました。

また、伊藤忠建材株式会社・住友林業株式会社・双日建材株式会社、物林株式会社、丸紅建材株式会社各社の中国製品輸入関係者には中国の木材産業関係団体や事業者に関する情報提供、現地調査先の選定に際しご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さらに、中国での現地調査にあたり、中国木材・木製品流通協会陶以明副会长、同高雅国際合作部主任、番禺康連木業有限公司林吟霞 Sales Manager、同陳仏強調達部門責任者、東莞徳総木業有限公司方嘉駿 Managing Director、北京林業大学林学院鄭小賢教授、並びに中国の木材産業関連会社担当者の方々にご協力いただきました。

記して御礼を申し上げます。

目 次

はじめに

1 調査の目的・趣旨	1
2 調査方法	1
(1) 事前調査	1
(2) 現地調査	1
(3) アンケート調査	1
(4) その他	2
3 調査結果及び分析	3
(1) 事前調査	3
① 中国の森林資源と木材需給	3
② 世界の木材需給の中での中国の位置	7
③ 日本への木材供給の中での中国木材	8
④ 中国の木材・木材製品加工・流通の概要	10
⑤ 中国の森林管理に関する制度	14
(2) 現地調査	15
1) 現地調査の概要	15
2) 「広州市番禺康連木業有限公司」	17
① 会社概要	17
② 原料調達のスプライチェーン概要	17
③ 違法伐採問題に関するリスクと林野庁ガイドラインに照らした トレーサビリティの評価	18
3) 「東莞徳聯木業有限公司」 (China Pacific Laminator) 広東省東莞市	19
① 会社概要	19
② 原料調達のスプライチェーン概要	20
③ 違法伐採問題に関するリスクと林野庁ガイドラインに照らした トレーサビリティの評価	21
4 アンケート調査の結果及び分析	22
(1) 趣旨及び実施概要	22
(2) 回答の結果概要	22

5	中国側の取り組みと評価	24
(1)	違法伐採問題に対する業界団体としての取り組み	24
(2)	違法伐採問題に対する中国政府の取り組み	25
(3)	中国の違法伐採リスクと合法性証明の可能性	26
6	まとめ	28
(1)	中国政府及び業界団体の違法伐採問題に関する認識	28
(2)	中国国産材に関する合法性証明の有無	28
(3)	輸入材の合法性証明について	28
(4)	今後に向けて	29

参考文献

参考資料

1 調査の目的・趣旨

日本にとって、輸入額ベースで最大の木材・木材製品の貿易相手国である中国について、木材製品の生産地と原料供給先、森林認証制度を含む合法性証明の有無等を調査して、日本における合法木材の証明制度への対応等、今後の取組方向を検討し、

- ・中国における木材製品の原料調達の現状
- ・中国におけるC o C認証を含む森林認証、合法性証明制度の現状
- ・中国からの輸入木材製品の合法性確認手法 等

について、調査を行った。

2 調査方法

本報告書では、中国から我が国に輸入される木材製品の原料供給先、合法性証明制度の現状等について把握し、その結果を分析して提言を行った。

具体的には、以下の方法により調査を行い、その結果を基に分析を行った。

(1) 事前調査

現地調査を実施する前の予備調査として、中国の森林資源と木材需給等、世界の木材需給の中での中国の位置、日本市場への輸出の状況、中国の木材、木材製品加工、流通の概要、中国の木材に関する制度について文献調査を行った。

また、平成26年8月に、中国黒竜江省綏芬河市において、違法伐採問題に取り組む木材消費国の新たな取り組みと合法材普及推進等を主題に「第5回日中木材及び木材製品貿易検討会」を開催した際に、中国側のセミナー共催者である中国木材与木製品流通協会への聞き取り、セミナー出席者のアンケート回答、さらに中国から木材、木材製品を輸入している日本の商社等から情報を収集した。

(2) 現地調査

10月6日の第1回検討委員会での議論を踏まえ、現地調査の候補地を選定した。現地調査では、広東省広州市番禺康連木業有限公司、および東莞市東莞徳聯木業有限公司を対象に、現地視察や工場の責任者から原料調達のサプライチェーンと違法伐採問題についてのリスクなどについて聞き取り、林野庁ガイドラインに照らしたトレーサビリティの評価を行い、その結果を取りまとめた。

(3) アンケート調査

平成26年8月に、中国黒竜江省綏芬河市で開催した「第5回日中木材及び木材製品貿易検討会」の中国側のセミナー共催者である中国木材与木製品流通

協会から、中国の木材加工、流通、輸出に関連する団体の紹介を受け、当該木材関係団体の了解を得て、各団体の会員企業に対し、違法伐採についてのリスクと合法性証明の実態・可能性に関するアンケート調査を実施した。

アンケートは団体から紹介頂いた企業のメールアドレスにメールで依頼し、回答は、合法木材の情報窓口（ホームページ）内に設置した、URLのアンケート回答フォームに、中国側の企業担当者が直接記載する形で実施した。

（４）その他

調査の実施に当たり、中国の木材関係団体等との連絡調整や調査の支援のため、海外の木材産業、木材貿易に精通した海外林業コンサルタント協会と委託契約を締結し、中国側の業界団体等との連絡調整等の用務を依頼した。

さらに、中国の木材産業、輸出木材製品に詳しい民間企業、学識経験者等からなる本調査検討委員会を設置して、調査方針取りまとめについての助言・監修をいただいた。

3 調査結果及び分析

(1) 事前調査

① 中国の森林資源と木材需給

ア 森林資源の概要

中国の森林資源の最新の情報は、2009-2013年に実施され2014年2月に公表された第8次全国森林資源調査¹によるもので、概要表1のとおりである。

表1 中国森林資源調査の結果推移

区分		第6回 (1999-2003)	第7回 (2004-2008)	第8回 (2009-2013)
林業用地面積 ²	万 ha	28,280.34	30,378.19	
うち有林地		16,901.23	18,138.09	20,800.00
うち天然林		11,576.20	11,969.25	12,184.00
うち人工林		5,325.73	6,168.84	6,900.00
森林面積		17,287.70	19,333.00	20,800.00
森林率		18.21	21.63	21.63
森林蓄積	億 m ³	120.98	145.54	151.37
うち天然林		105.93	114.02	122.96
うち人口林		15.05	19.61	24.83

中国国内全体では、1998年の長江・松花江流域の大洪水を契機とした「天然林資源保護工程」³に基づき、天然林の伐採抑制政策および、大規模な森林造成政策により、天然林、人工林ともに森林面積および蓄積は増加傾向にある。

このうち、大規模な森林造成を実施している地域は、①華北平原におおけるポプラ人工林、②南方沿岸部におけるユーカリ造林、③長江中下流の地域の杉木（コウヨウザン等）の造林の三つが主たる地域図1⁴であるとされており、当該地域が、中国国内の主要な木材の供給地となっている。

¹<http://www.forestry.gov.cn/main/304/content-661220.html>

²森林造成の予定地も含めて将来政策的に森林とすべき土地。平野悠一郎「中国における森林関連の公式統計の特徴と問題点」2009.2 林業経済研究、研究ノート収録に解説

³長江黄河流域の天然林の伐採の基本的な停止、東北地区等の国有林森林地帯における天然林の部分的停止を含む天然林の保護政策が1990年から実施された・

⁴平野悠一郎・堀靖人（2010）「大規模森林造成の実施とその影響」（森林総合研究所編「中国の森林林業と木材産業—現状と展望」収録）による。

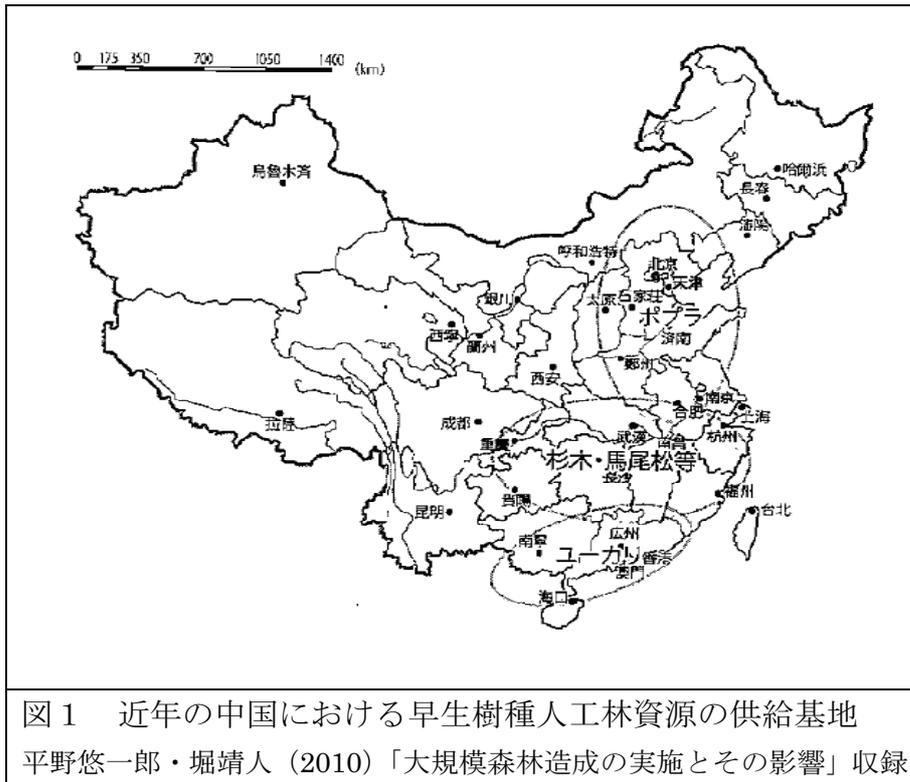


図1 近年の中国における早生樹種人工林資源の供給基地
平野悠一郎・堀靖人 (2010)「大規模森林造成の実施とその影響」収録

イ 中国の木材需給量

中国市場への木材供給の推移とその構造は、図2、3に示す通りである。図2は、2003年から2012年までの中国市場の国産材と輸入材の供給量の推移を示したもので、総供給量は右肩上がりとなっている。2008年までは国産材供給量はあまり増加しておらず、増加分は輸入材が補っている状況となっているが、2008年以降は国産材も増加している。図3は、2012年の中国市場への木材の供給構造を示すものであり、輸入材と国産材の供給割合は半分程度となっている。

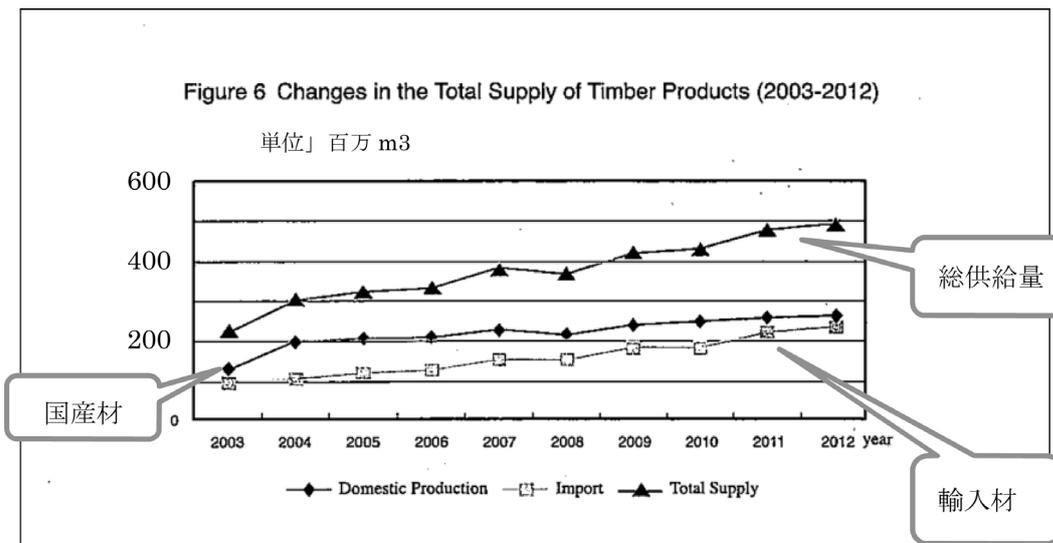


図2 中国市場への木材供給
China Forestry Development Report 2013

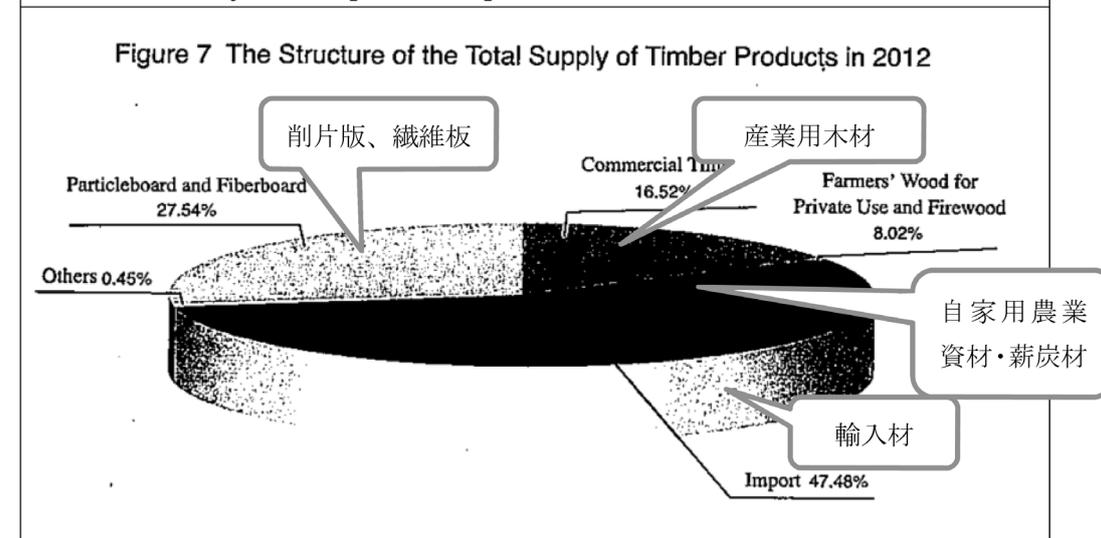


図3 中国への木材供給構造 2012年
China Forestry Development Report 2013

中国の木材需要量の推移とその構造を示したのが、図4・5であり、国内需要の増加傾向とを示している。

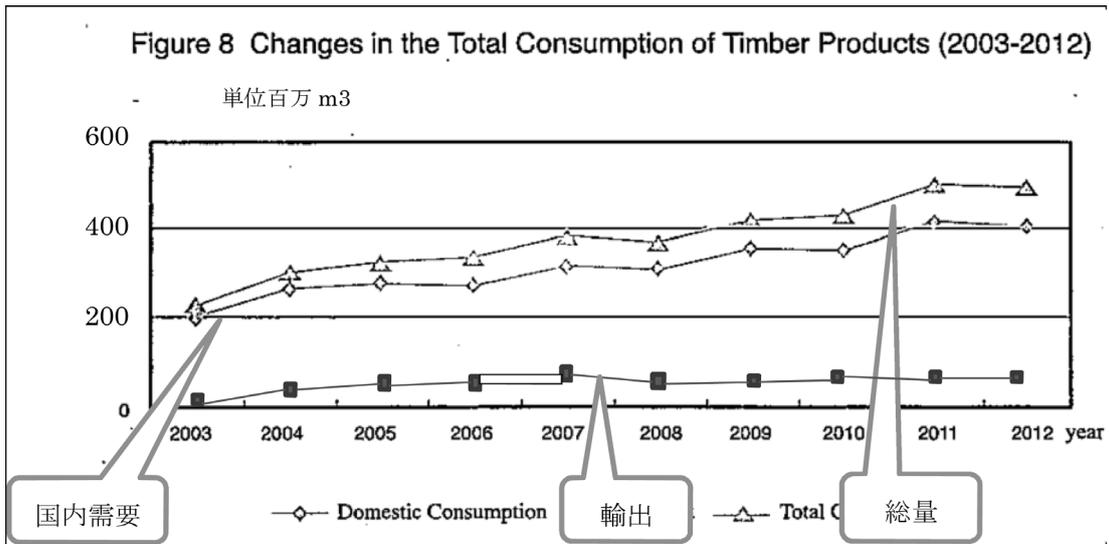


図4 木材の総需要量の推移
China Forestry Development Report 2013

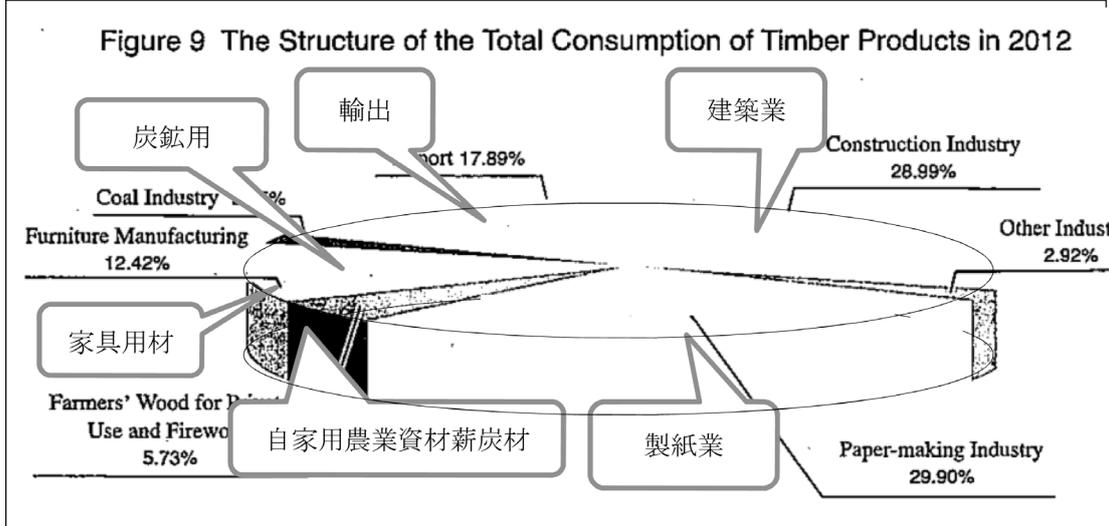


図5 中国の木材の需要部門の構造
China Forestry Development Report 2013

2012年の木材需要量は494.9百万m³前年に3.7%増となっている。このうち工業用・建設用材は378百万m³(対前年2.8%減)、農業用は12.6百万m³、輸出は88.6百万m³である。

② 世界の木材需給の中での中国の位置

世界の木材需給の中での中国の丸太等の生産量、輸出量、輸入量について、FAO（国連食料農業機関）林産物年鑑により取りまとめた結果が表2である

表2 世界の木材生産貿易の中の中国の位置

事項	2002						
	世界	中国			日本(参考)		
	数量 千m3	数量 千m3	比率	順	数量 千m3	比率	順
丸 生産量	3,384,393	284,168	8.40%	3	15,216	0.45%	—
太 輸出量	119,228	700	0.59%		4	0.00%	—
太 輸入量	125,520	25,864	20.61%	1	12,663	10.09%	3
製 生産量	390,918	9,431	2.41%	4	14,402	3.68%	7
材 輸出量	118,481	657	0.55%		22	0.02%	—
材 輸入量	115,924	6,914	5.96%	4	8,584	7.40%	3
木 生産量	195,359	24,687	12.64%	2	4,583	2.35%	12
質 輸出量	63,953	2,735	4.28%	7	44	0.07%	—
板 輸入量	65,937	5,657	8.58%	3	6,342	9.62%	2
事項	2012						
	世界	中国			日本(参考)		
	数量 千m3	数量 千m3	比率	順	数量 千m3	比率	順
丸 生産量	3,526,247	326,135	9.25%	3	18,559	0.53%	—
太 輸出量	117,910	176	0.15%	—	114	0.10%	—
太 輸入量	120,140	38,832	32.32%	1	4,511	3.75%	6
製 生産量	412,734	55,738	13.50%	2	9,434	2.29%	9
材 輸出量	120,570	618	0.51%	—	58	0.05%	—
材 輸入量	116,753	22,119	18.95%	1	6,562	5.62%	3
木 生産量	301,123	117,623	39.06%	1	4,286	1.42%	12
質 輸出量	74,818	13,961	18.66%	1	26	0.03%	—
板 輸入量	72,562	3,353	4.62%	4	4,780	6.59%	5

出典:FAO Year Book of Forest Products 2002,2012

となっているが、丸太の輸入についても、世界最大の輸入国である。また、製材は、生産量が米国について第二位、輸入では第一位であり、合板・削片板・繊維板からなる木質板は生産量、輸入量が一位、輸出量が第4位となっている。2002年と生産量や輸出量で比較すると、特に比較的加工度の高い木質板が拡大していることがわかる。

同じくFAOの林産物年間の貿易取引状況データによると、中国の丸太の輸入相手国は針葉樹の場合最大の輸入国はロシアでありであり⁵、また、熱帯広葉樹丸太の6割近くが中国に輸入される状況⁶であり、比較的森林管理・違法伐採のリスクが高い地域からの輸入が多くなっている。

③ 日本への木材供給の中での中国木材

表3 2013年日本の木材・木製品輸入額 単位億円		
輸出国	輸入額	シェア
中国	1,783	14.7%
カナダ	1,368	11.3%
マレーシア	1,234	10.1%
インドネシア	1,035	8.5%
米国	969	8.0%
フィリピン	758	6.2%
チリ	575	4.7%
ロシア	519	4.3%
その他	3,919	32.2%
計	12,160	100.0%
関税分類44類の計「木材及びその製品並びに 木炭」 (木炭、丸太、チップ、製材、合板等木製パネル、集成材、建具、木製食器を含む家具、紙製品除く)		

一方、中国から日本への木材・木材製品の輸入の状況については、関税分類第44類「木材及びその製品並びに木炭」の2013年の輸入額が一番多いのが中国となっており、約15%のシェアを占めている。(表3)

さらに詳しく品目別にみると、表4のとおり、中国は木炭(4402)、木杭(4404)、木毛及び木粉(4405)、加工材(4409)、額縁(4414)、梱包材(4415)、建具材(4418)、台所用品(4419)など、中国からの輸入

入が高い比率をしめている。

⁵2012年27,089千立方メートルの針葉樹丸太輸入量のうち9,027千立方メートルはロシアからの輸入。(FAO Year Book of Forest Product 2012)

⁶熱帯産広葉樹丸太の輸出量合計17,547千立方メートルのうち、10,708千立方メートルは中国向け輸入。

入が高い比率をしめている。

しかし、例えば、日本の輸入合板のうち、特に、中国から輸入される合板は、合法木材の証明割合が低いなど、中国から輸入される木材・木材製品については、合法性証明の割合が低いことが、日本の違法伐採対策を進める上でも大きな課題となっている。

また、中国から日本への主要な輸入品目は、建具や梱包材、台所用品などの木材加工製品が多くあり、中国の木材貿易の特徴である輸入した原木を加工して輸出という形態からも、生産地の確認が困難である場合など、合法性の証明が難しいケースがある。

表4 木材木製品品目別輸入額の中での中国の位置付

HS Code	Description	2003			2012			2013		
		From All	From Chin	share of	From All	From: Chin	share of	From All	From Chin	share of
		Mill. Yen	Mill. Yen	China	Mill. Yen	Mill. Yen	China	Mill. Yen	Mill. Yen	China
4401	Fuel wood	198,608	8,268	4.16%	204,318	227	0.11%	220,433	359	0.16%
4402	Wood Charcoal	9,808	6,470	65.97%	10,425	3,472	33.30%	12,641	4,285	33.90%
4403	Wood in the Rough (Round wood or roughly squared)	191,534	799	0.42%	81,991	139	0.17%	107,446	99	0.09%
4404	Hoop wood, split poles, pikets, etc.	366	357	97.68%	276	248	89.64%	334	306	91.56%
4405	Wood wool, Wood flour	38	5	11.72%	105	34	32.17%	116	40	34.40%
4406	Railway or tramway sleeper of wood	1,809	315	17.40%	1,015	88	8.64%	992	70	7.09%
4407	Wood sawn lengthwise	309,916	20,163	6.51%	201,622	8,195	4.06%	302,218	8,482	2.81%
4408	Sheet for Veneering, for plywood, etc.	11,667	5,097	43.69%	12,640	4,438	35.11%	14,543	4,263	29.31%
4409	Wood continuously shaped along any its edges etc.	34,297	12,648	36.88%	25,955	10,780	41.53%	33,730	14,862	44.06%
4410	Particle board, oriented strand board and similar board	15,208	63	0.42%	16,218	68	0.42%	21,524	80	0.37%
4411	Fiber board of wood etc.	19,433	2,198	11.31%	24,649	2,531	10.27%	27,347	2,203	8.06%
4412	Plywood, veneered panel, and similar laminated wood	199,245	16,255	8.16%	172,919	31,767	18.37%	212,468	39,359	18.52%
4413	Densified wood	138	0	0.00%	101	14	13.75%	99	23	23.75%
4414	Wooden frame for paintings, etc.	5,056	1,899	37.56%	4,249	2,059	48.45%	4,849	2,401	49.50%
4415	Packing cases, boxes, etc. of wood	3,262	822	25.21%	2,473	1,382	55.89%	2,812	1,651	58.73%
4416	Casks, barrel, etc. of wood	406	81	20.07%	1,715	95	5.54%	2,307	106	4.61%
4417	Tool, tool body, tool handle, etc.	831	546	65.70%	1,174	801	68.26%	1,493	1,053	70.55%
4418	Builders joinery, carpentry of wood, etc.	73,915	10,816	14.63%	108,297	16,490	15.23%	147,917	23,661	16.00%
4419	Tableware and kitchenware or wood, etc.	21,482	20,232	94.18%	21,152	19,265	91.08%	24,905	22,195	89.12%
4420	Wood marquetry inlaid wood, etc.	9,346	6,383	68.30%	8,613	6,675	77.50%	10,260	7,948	77.46%
4421	Other article of wood	41,419	27,332	65.99%	54,945	37,737	68.68%	67,568	44,835	66.36%
44	Wood and Article of Wood, Wood Charcoal,	1,147,782	140,750	12.26%	954,852	146,503	15.34%	1,216,004	178,282	14.66%

Rf2-1

Wood and Wood Products Trade to Japan (Share of China)

資料 財務省関税局 普通貿易統計 品別国別表

<http://www.customs.go.jp/toukei/info/tsdl.htm>

資料 財務省関税局 普通貿易統計 品別国別表 http://www.customs.go.jp/toukei/info/tsdl.htm

④ 中国の木材・木材製品加工・流通の概要

(中国における木材生産量)

中国における木材生産量の推移は図6のとおりである。

2012年木材生産量は81.7百万m³でほぼ前年度同量。うち木材用の丸太が74.9百万m³のこりが薪炭材である。また、製材生産量は対前年24.8%増の55.8百万m³、木質パネルは対前年6.8%増の223.4百万m³となっており、加工製品の生産量は拡大基調にある。

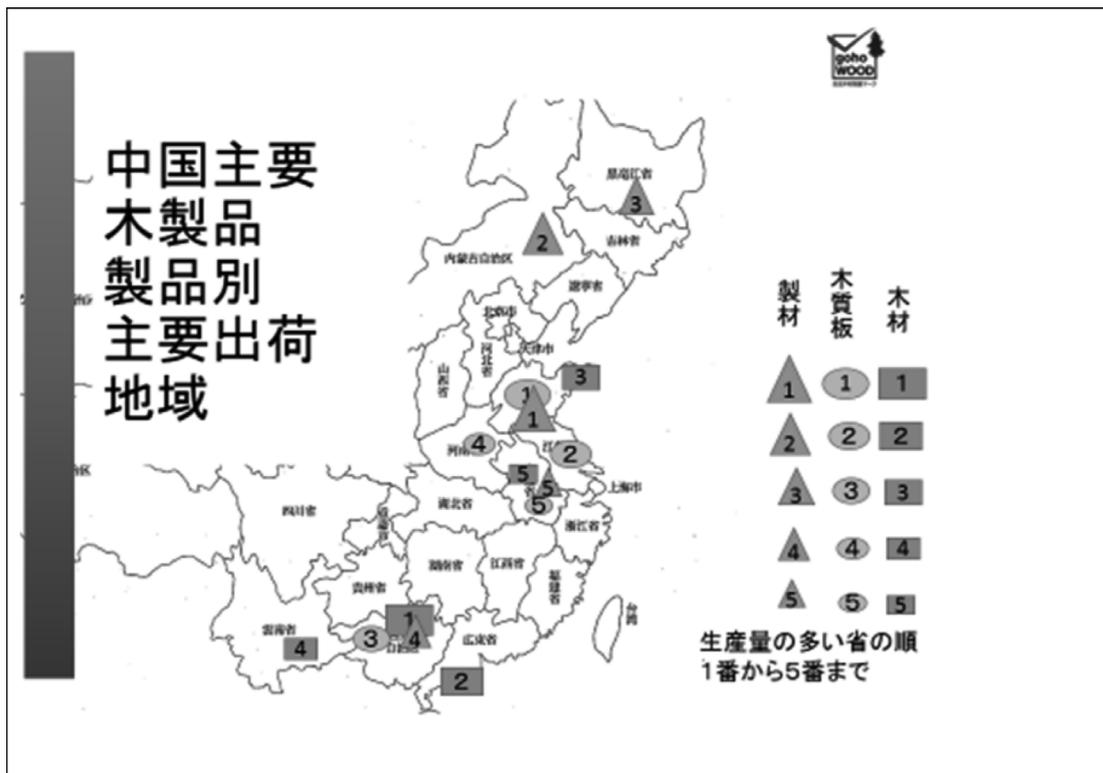


図7 中国主要木製品・製品別主要生産地域

資料：中国木材・木材製品市場発展報告書 2012年版 中国木材木製品流通協会

木材生産は、造成された人工林の資源を背景に、広西チワン族自治区の生産量が最も多く、以下順位広東省、福建省、山東省、雲南省、安徽省、雲南省となっている。

製材は、華中の人工林資源を背景に山東省の生産量が最も多く、以下ロシアからの輸入材を基盤とした内モンゴル自治区、黒龍江省、国内の人工林材を基盤とした広西チワン族自治区、安徽省となっている。

また、木質板は国内資源を背景として山東省の生産量をもっとも多く、以下、江蘇省、広西チワン族自治区、河南省、安徽省の順となっている。

(地域別に見た輸出向け出荷量)

図8は、中国の主要木材製品輸出品である製材、木質板、家具の輸出向け出荷量を、地区別にみて出荷量の多い順を示したものである。

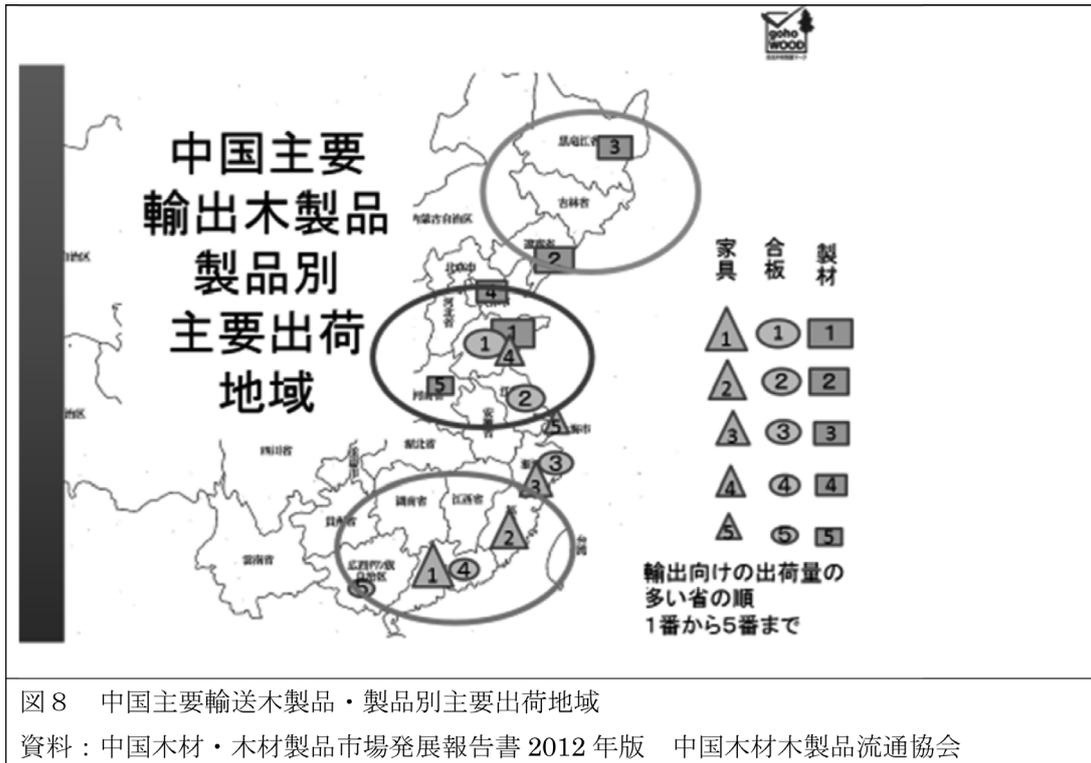


図8 中国主要輸送木製品・製品別主要出荷地域

資料：中国木材・木材製品市場発展報告書 2012年版 中国木材木製品流通協会

中国の木製品の輸出に関しては、前述の森林資源及び過去の輸出向け製品の出荷の経緯を背景として、①東北部；ロシア材を主体とした製材、加工木材、家具部材、建築用を中心とした歴史のある地域、②中部；人工林ポプラ材を主たる原料とする合板、LVR、積層木材、構造用、梱包用資材を出荷する地域、③南部；人工林ユーカリを主たる原料とする合板、LVL、集成材など積層木材を基盤とした構造用、梱包用資材を出荷する地域、の三つの地域が重要な役割を果たしている。

⑤ 中国の森林管理に関する制度

国産人工林の資源については、中国森林法に基づく伐採許可及び輸送許可の二つの制度に基づいて管理されている。

伐採許可は森林法 32 条に基づき、民有林の経営権を持った個人、組合、企業は伐採を予定する場合前年に、県（省の下にある行政組織）に対して伐採許可申請をし、県レベルの森林管理当局から伐採許可を得る必要がある（農地に植栽された林木は除外）。許可された伐採権は毎年すべての箇所がチェックされるとされ⁷、罰則規程が有る。また、輸送許可書は森林法 28 条に規定されており、トラックで木材（原木、製材、合板など）を輸送するときは、合法出所証明書、検疫証明書などを提示して、県当局から木材運搬管理証明書を受けることが必要であるとされる⁸。

⁷北京林業大学郑小贤教授、番禺康連木業有限公司関係者など

⁸同上

(2) 現地調査

(1) ④でみたように日本への木材木製品の輸出地域として重要なのは東北部、中部、南部の三カ所であるが、3カ所のうちトレーサビリティが比較的確保されていると見られる南部・広東省を現地調査の対象として選定した。

1) 現地調査の概要

「日本向けの主要輸出品を対象にサプライチェーン全体を担い手それぞれの関係を明らかにする中で、違法伐採問題への認識、違法伐採問題のリスク、トレーサビリティなどを踏まえ、林野庁ガイドラインの合法性証明の可能性を確認する。」ことを目的に、2014年11月30日から12月5日にかけて広東省広州市を中心に現地調査を実施した。

スケジュールは表5及び図9のとおり。

表5 現地調査スケジュール

月日	出発地	到着地	宿泊地		訪問先研究機関等及び用務
11/30日	成田	広州	広州市	0935 1405	成田発 JAL855 広州着 広東省木材行業協会
12/1月	広州	英徳	英徳市	1000 1300 1700	ホテルから番禺へ移動(1時間ほど) 「広州市番禺康連木業有限公司」(Kangda) ユーカリ合板工場、社長面談、工場見学 移動ホテルへ
12/2火	英徳	広州	広州市	930 1300 1700	ホテル発 「H社」番禺康連木業へのユーカリ単板製造供給会社 伐採現場 宝林からホテルへ移動
12/3水			広州市	930 1300 1700	ホテルから移動(2時間ほど) 「東莞徳聯木業有限公司」(China Pacific Laminator) 広東省東莞市 面談相手; Alan Fong 社長 工場見学 工場からホテルへ移動(2時間ほど)
12/4木			広州市		資料整理
12/5金	広州	成田		1515 2010	広州発 JAL856 成田着



図9 現地調査工程図

現地調査対応者：

藤原敬（一般社団法人全国木材組合連合会 主任研究員）、
黄勝澤（一般社団法人海外林業コンサルタント協会 調査部長）

訪問先：

- ①番禺康連木業有限公司 GUANGZHOU PANYU KANGDA BOARD CO., LTD と原料供給関連業者（ユーカリ造林木に基づく合板、LVL工場、関連するサプライチェーン）、
- ②東莞徳聯木業有限公司 CHINA PACIFIC LAMINATOR COMPANY（欧州からラミナーを輸入し日本から委託加工で集成材を製造輸出）

2) 広州市番禺康連木業有限公司

① 会社概要

名 称 広州市番禺康連木業有限公司

Guangzhou Panyu Kangda Board Co., Ltd.

所在地 广州市番禺区大龙街东盛路 24 号

No.24, Dongsheng Rd , Shiji Town, Panyu District, Guangzhou,
Guangdong Province, China

1982年に設立、小規模な化粧家具部材製造者から始まり、合板、フリー
リング製造会社へ発展。8万平方メートルの敷地、700名の職員

イタリー。ドイツ、日本製の最新施設を装備、JAS 認定工場

生産量 合板 15,000m³/月、フローリング 60,000m²/月

広東省業界団体理事

<http://www.kdwoodflooring.com/about.html>

日本向けにユーカリ合板 (M 建材向け)、その他複合フローリングを出荷



図 10 番禺康連木業有限公司本社事務所および単板貯蔵庫

② 原料調達のサプライチェーン概要

番禺康連木業有限公司が生産するユーカリ合板は日本の M 建材を通じて日本に供給されるが、原料は広東省英徳市 H 社他 6 社の単板製造工場より供給される。日本向けの合板仕様に対応する単板は H 社のみから供給されている。H 社への原料供給はその半分が自社の森林で、残りの半分は他社の所有林であるが、その半分は H 社による立木購入、残りが他社からの原木丸太の購入となっている。

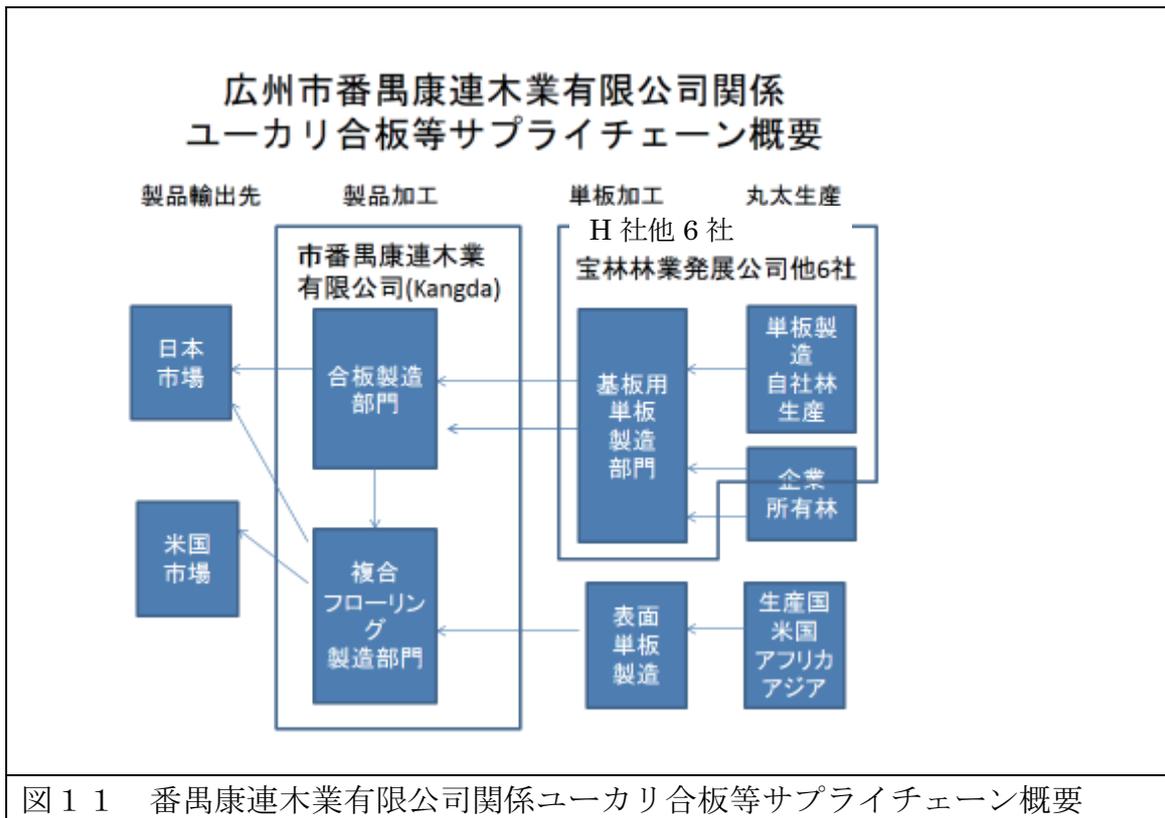


図 1 1 番禺康連木業有限公司関係ユーカリ合板等サプライチェーン概要

③ 違法伐採問題に関するリスクと林野庁ガイドラインに照らしたトレーサビリティの評価

日本向けの合板の原料供給は前述のように、H社が自社林の伐採と他社の立木購入による伐採で約8割をしめ、これらについてはH社が自ら伐採許可と輸送許可を取得して実施している。また、残りに2割についてもH社がほぼ固定している数社から丸太を購入しているところ、これらの伐採許可と輸送許可を確認する手続きは比較的容易であるといえる。輸送許可書を取得保管することにより、全体の合法性が確認担保できるのではないかと考えられる。調査時点で先方から提示された英徳市林業当局が発行した伐採許可と輸送許可取得を示す書類は、図12、13のとおりである。



林野庁ガイドラインに基づく合法性証明を担保するためには、サプライチェーンのすべての当事者を特定し、当事者に購入側の違法伐採問題に関する姿勢と合法性証明の手続きについての自主行動規範を認識させ、その執行について担保を取る必要があると考えられる。

この点で、このケースはサプライチェーンが2段階と短い段階であり、伐採段階からの流通経路等の把握が可能と考えられる。

3) 「東莞徳聯木業有限公司」(China Pacific Laminator) 広東省東莞市

① 会社概要

名 称 東莞徳総木業有限公司
Donggan China Pacific Laminator Co., Ltd.

所在地 広東省東かん市企石鎮鐵崗村江南路

代表者 方嘉駿 Alan K. Fong. P. eng
Managing Director

欧州からラミナーとなる製材を輸入し、日本向けの柱、間柱など構造用集成材を製造して輸出、日本の輸出先は B 社一社

3万立方メートルを出荷(中国から輸入される構造用集成材の30-50パーセント)、5パーセントほどは中国向けに出荷(大手家具メーカー)、商流は、欧州からのラミナーとなる製材は B 社あて販売、当社は B 社から委託加工を受けて製造している。

(社史)

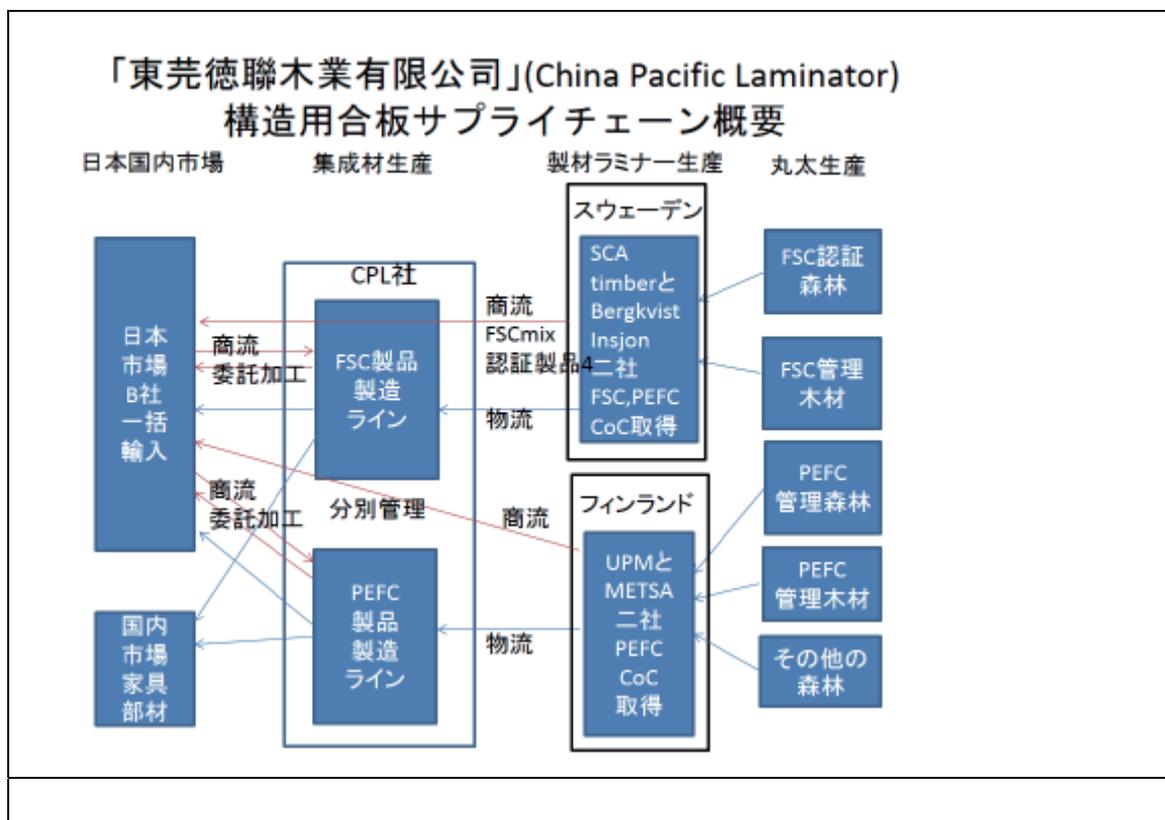
2004年に創設(当初より日本向けのビジネス中心)

2005年から2008年窓枠を製造
 2008年から2011年欧州向け窓枠など
 2010年から柱材中心として今日にいたる

JAS 認定工場

FSC の CoC 認定工場 FSC-C105055 SGS。欧州向けに出荷していた時点で取得、その後は欧州向け出荷がなくなったので直接ビジネスの現場として CoC は必要ではないが、今後の可能性を考えて継続はしている。

② 原料調達サプライチェーン概要



スウェーデンの2社、フィンランド2社から製材を入荷している。商流は4社からの製品を日本のB社が購入、CPL社に対して委託加工契約をしている。スウェーデンの二社はFSCの認証CoCを取得しておりFSCの正規の認証製品として入荷している（パーセンテージ認証；全量FSCの認証森林由来のものではないが、残量も合法性などを確認したコントロールウッド基準を満たしている）。フィンランド材の出荷者はPEFCの認証されたCoCを取得している。現在入荷しているのはPEFCの認証製品ではないが、認証材の取得は可能とのこ

とであった。現在加工工程はフィンランド材とスウェーデン材を分離し混じらないように管理しており、スウェーデン材を原料としたボードを FSC 認証製品として出荷することはできる、としている。

③ 違法伐採問題に関するリスクと林野庁ガイドラインに照らしたトレーサビリティの評価

スウェーデンの製品だけを分別して販売する場合、これを正規の認証材として B 社 (FSC の CoC を取得) が販売すればそのまま、ガイドラインに基づく森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した合法性の証明が可能である。

当該事業者が CoC 認証事業者でない場合は、森林認証機関による監査等が行われず、森林認証材としての証明が出来ない。しかし、当該事業者が入荷した時点では、森林認証材の証明書が付いているため、中国の事業者による適切な分別管理等の実施、輸入側の事業者の現地確認等により、当該製品の原料が森林認証材であることを確認可能と思われる。

フィンランド製原料は PEFC 製品を B 社が購入すれば、B 社が PEFC の CoC 認証を取得し、森林認証材として合法性の証明を行うか、或いは、B 社が合法木材認定事業者であれば、認定事業者による合法性証明を出すことが可能である。

CPL 社が当該森林認証制度の CoC 認証事業者であれば、森林認証材を原料に使用している製品は、森林認証材の製品として、同社が証明することが可能である。

4 アンケート調査の実施と概要

(1) 趣旨及び実施方法

日本向けの輸出をしている中国の加工、流通業者を対象に、原料調達、加工、出荷の過程に関連して、違法伐採問題のリスクと林野庁ガイドラインに基づいた合法性証明の実態、可能性などについて調査し、今後の対応に資するため、以下の通りアンケート調査を実施した。

実施時期： 2015年1月から2月

依頼方法：ウェブ上に回答ページを設けて中国木材・木製品流通協会から提供を受けた会員リスト及び、日本木材輸入協会会員の取引先に依頼

アンケート内容： 別紙アンケート結果（参考資料4）参照

(2) 回答の結果概要

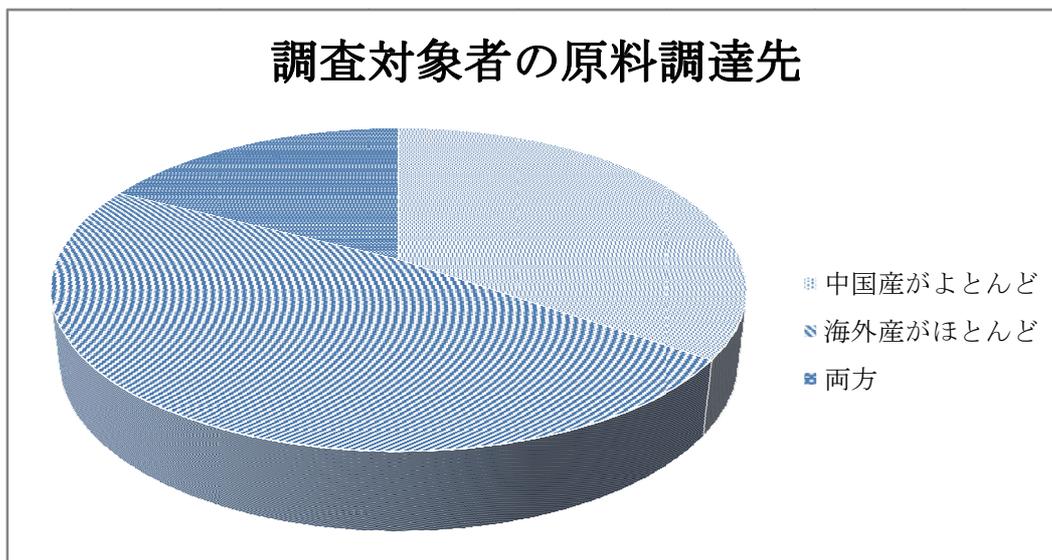
回答結果は別紙アンケート結果のとおり24社から回答があった。

個別の回答は、参考資料4に掲載する。概要は以下の通りである。

(調査対象者の概要)

加工業者が約半数、流通業者が4割であった。

原料の調達先は海外が半数のうち北米とロシアが4割ずつほど、残りの半数弱は国内産木材だったが華南・華中が大半であった。

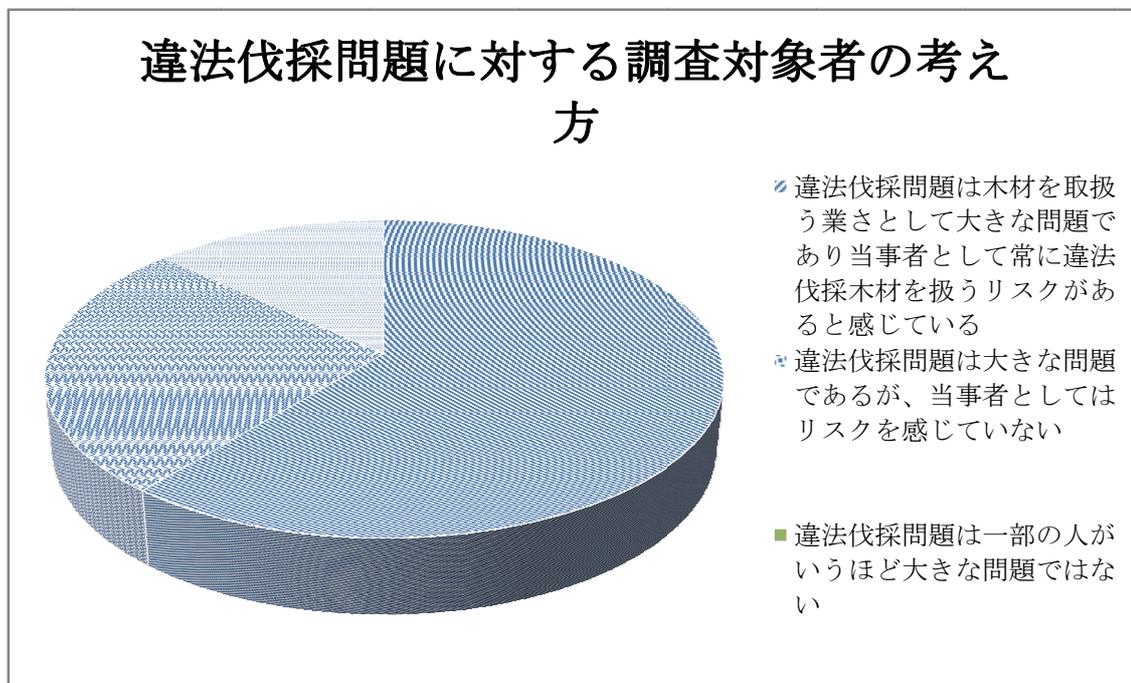


販売先は海外向けが多く、7割の回答者は日本を販売先としている。

(違法伐採問題に対する姿勢)

「違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であり、当事者として

常に違法伐採木材を扱うリスクがあると感じている」が6割、「違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であるが、当事者としてはリスクを感じていない」が3割で、回答者は違法伐採問題を重要な課題として認識している。



（森林認証に対する姿勢）

約半数が森林認証制度の認証事業者であり、認証についてはメリットを認識している事業者が多い。

（日本の合法性証明制度）

「聞いたことがあるがよく知らない」が半数だが、半数の回答者は「消費者に合法性が証明された木材を供給する一定の信頼性のある情報を伝達する手段として重要である」と回答している。

（自由記入コメント）

今回のアンケート調査の結果では、回答者は全般に渡って違法伐採問題に関心があり、中国政府の取り組みに特に注目している。

一方で、「その合法性の管理（取扱い）は天然林と区別すべきであり、現行の人工林に対する合法性管理は（天然林と）区別されていないゆえに、多くの余計な仕事（手間）を強いられている」との意見もあった。

5 違法伐採材排除に向けた中国側の取組

(1) 違法伐採問題に対する業界団体としての取り組み

木材木製品流通協会は、違法伐採問題への取り組みについて、当方の質問に答えて、以下のように回答している。(参考資料3)

「違法伐採問題において直面している(潜在)リスク問題について、当協会は非常に重視しており、違法伐採は森林を破壊するだけでなく、国際木材貿易市場の秩序混乱をもたらし、合法木材の市場競争力を失わせ、合法経営企業の利益を著しく損なうものだと考えます。「中華人民共和国森林法」では違法伐採を明確に否定しているだけでなく、違法伐採及び違法貿易に打撃を与える面で非常に厳格な法律を規定しています。国際交流を展開し、国内外の森林認証や木材原産地合法性認定システムまたは流通業界協会として、中国木材と木製品流通協会規則第二章第六条第九項で次のように明確に規定されています。「海外の木材と木製品業界の団体との友好往来及び情報交換を積極的に行い、基準の策定、改正、訓練に積極的にかかわり、業界のメンバー企業が海外貿易での反ダンピング (Anti-Dumping)、反補助、貿易保護対策調査等にかかった場合のバックアップや業界の損害 (損失) 調査業務にも従事する」。この数年来、中国木材及び木製品流通協会は関連国家部門及び国際組織と多くの提携合作を展開し、国内企業向けの木材と木製品合法性購入の研修会や訓練プログラムを多数開催してきました。そのうちの一つの活動は2009年から2014年の間に、当協会と日本全国木材組織連合会が協力して「合法性木材と木製品調達 の普及に関するシンポジウム」を4回開催したこと。この活動は中日政府と企業間の政府グリーン購入、木材と木製品合法性検証における交流の促進に寄与しました。

2011年、当協会は世界自然基金会や国際木材産業と連携して、東莞、上海、大連及び綏芬河にて「アメリカ修正レイシー法」や「EU木材法」関連の一連の研修会を開催し、中国木製品加工輸入企業の上記2つの法案に関する多くの疑問に答えました。2013年は世界自然基金会、EU FLEGTそしてアジアにおける責任ある林業及び木材貿易(RAFT)と連携して「国際木材と木製品グリーン購入に関するシンポジウム」を開催しました。それ以外にも、当協会はヨーロッパ森林研究所、世界森林協会及びアメリカ大自然保護協会等の国際的組織と共に木材産業企業の責任ある購入能力を高めることを主旨とする多くの業務を展開し、中国政府木材と木製品エコ(グリーン)購入政策の実現可能性についての研究も展開しました。当協会は、木材原産地の合法的購入及び関連貿易を断固として提唱します。ただし、国際社会での一部の世論わが国の木材輸入が国際違法伐採を助長しているといういわれのない非難については、断固として反駁します。」

木材産業の海外活動についての支援を規定している流通協会規則に例示して

いる事項は輸出先においてWTO協定違反などで会員が訴追された場合のサポートを念頭に置いた記述になっている。また、近年日欧米などで進む違法伐採対策については、研修会を開催するなど、情報収集等を積極的に行っている。

(2) 違法伐採問題に対する中国政府の取り組み

また、回答書の中で、政府の施策について、以下のように回答している。(参考資料3)

「中国政府は、違法伐採及びそれに関連する貿易問題に対する取り締まりは、一貫して揺るぎない立場をとっており、外交部のスポークスマンは何回も次のように述べています。「中国は違法伐採及びその関連貿易行為に断固反対であり断固として打撃を与える。互いに利をもたらし共に成果を勝ち取る(互惠関係)ことと、持続可能な森林資源管理への協力を行う戦略を堅持する。我々は、森林の持続的経営、正常な木材製品貿易の保護、世界の森林資源の保護のために、国際社会と共に努力して積極的な貢献をすることを志願する。」

「中国経済と社会発展の「12回五計画」の第六編の第二十五章の中で次のように記述しています。「天然林資源保護プロジェクトを継続的に実施し、退耕還林(耕作をやめて耕地を林地に戻すこと)や退牧還草(放牧をやめて草原に戻すこと)等の成果を強化・拡大し、砂漠化および水土流失の総合整備、森林や草原等の植生、河川、湿地の保護を推進する。森林や草原の管理保護を強化し、森林や草原の防火や病虫害の防除を強化し、草原生態系の保護補償奨励システムを実施する。自然保護区建設監督管理を強化し、管理保護レベルを向上させる。生物の安全管理を強化し、生物種資源保護と管理に大いに力を入れ、種資源の喪失と流失を効果的に防止し、外来種の侵入を積極的に防止する。」

「中国は木材の合理的、また効果的な利用を非常に重視しています。早くも1951年8月に、中国政府は「中央人民政府政務院木材節約に関する指示」を發布し、1980年代には、「森林法」を公布し、森林伐採、運輸、検査検疫についてすべて明確な規定を行ないました。1980年代初めに、中国政府は、わざわざ「国家経済委員会木材節約弁公室(政府機構改革を経て、現在は木材節約発展センターと改名)を発足させ、国全体における木材の節約及びそのための(木材)代替資材開発業務を担当させました。2005年11月に、中国政府国務院は「木材節約および代替資材開発推進を加速させることについての意見に関する通知」を發布し、木材加工機械デジタル制御化プロジェクト、木材保護プロジェクト、廃棄木材再生利用産業化プロジェクト、環境保護型木材代替プロジェクト等の重点プロジェクトの実施を明確に提議し、2010年までに年平均4千~5千万³

を節約できる（代替資材で賄う）という目標も打ち出しました。2009年に、中国工業・情報部（省）、発展改革委員会、科学技術部（省）、財政部（省）、商務部（省）、国家税務総局、国家質検総局は、連携して「電気機械製品包装の木材節約（代替資材使用）についての通知」を公布しました。2009年から、中国木材節約発展センターは「中国エコ木材産業計画」を他の関係者らと共同で提議し、行動に移した。さらに、中国國家發展改革委員会は「中国木材節約代替資材利用に関する実務ハンドブック」を特別に編集し、木材の合理的かつ効果的な利用の指導のため全国で発行しました。」

「近年、わが国が違法伐採及び関連問題に打撃を与えるために講じた措置は以下の6つの方面に分けることができます。一つ目は、林業の法律執行と管理を強化し、違法伐採行為を根源から根絶すること。二つ目は、木材合法性についての共同理解を深めることによって、各方面の利益と符合する（いろいろな関係者が納得する）木材合法性について互いに認める方法を探索し確立すること。三つ目は、企業への指導とサービスを絶えず強化し、企業の自律と責任意識を高めること。四つ目は、政府管理部門、業界を束ねる協会と企業が三位一体となって違法伐採及び違法貿易に打撃を与える連携協力システムを確立し、業務上の協力体制を作り上げること。五つ目は、対話交流を積極的に展開し、国際協力を推進すること。六つ目は、中国森林認証システムを確立し、専門的な認証機構を設立すること。（2014APEC会議の中国政府公式見解）」

近年温暖化条約への取り組みなど中国政府の地球環境問題への取り組み姿勢が注目を集めており⁹、違法伐採対策への姿勢はその中の文脈の中で位置づけられるだろう。

（3）中国の違法伐採リスクと合法性証明の可能性

（中国国産材の合法性証明）

中国から輸入される木材製品で最も輸入金額が大きい品目は、表4のとおり合板、繊維板、削片板などの木質パネルであり、これらの製造拠点及び輸出製品出荷地域は図7・図8で示したように山東省を中心とした華中、広西チワン族自治区・広東省を中心とした華南地域であり、前者は同地域に生育する人工林のポプラ材、後者は同地域に生育する人工林のユーカリ材を利用したものである。

これらの国産人工林の資源については前述のとおり、中国森林法に基づく伐採許可及び輸送許可の二つの制度に基づいて管理されている。

伐採許可は、森林法32条に基づき、民有林の経営権を持った個人、組合、企

⁹2015年11月に米中が温室効果ガス排出削減目標について合意など

業は伐採を予定する場合、前年に、県（省の下にある行政組織）に対して伐採許可申請をし、県レベルの森林管理当局から伐採許可を得る必要がある（農地に植栽された林木は除外）。許可された伐採権は毎年すべての箇所がチェックされるとされ¹⁰、罰則規程が有る。

また、輸送許可書は森林法 28 条に規定されており、トラックで木材（原木、製材、合板など）を輸送するときは、合法出所証明書、検疫証明書などを提示して、県当局から木材運搬管理証明書を受けることが必要であるとされている。

これらを原料とした木材を日本のグリーン購入法に対応した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下林野庁ガイドラインとい）の合法木材の証明に必要な合法性の確認のためには、中国の木材の伐採に関する法律に反していないことの確認が必要であるが、伐採権と輸送許可については、行政当局が発行するこれらの許可書を確認することにより、比較的容易に確認ができる。

しかし、造成が農民の管理する農業用地で行われ、多数の細かいサプライチェーンによって供給される場合があり、これらの場合すべての原材料については、合法性の確認が困難な場合がある¹¹。

なお、行政当局が関与する手続きの確認については、行政当局と一体となった取り組みを行うことにより、より一層の信頼性を確保することができると思われる。

（中国における輸入材の合法性証明）

これに対して、東北部のロシア材を主たる原料とした木材製品など輸入材を原料としたものについては、自然保護団体から違法伐採問題のリスクへの指摘がされている。

例えば、米国を根拠とする EIA は、ロシアから中国に輸入され日本の輸出される木材製品の違法伐採リスクについて、報告書を公表している¹²。

黒竜江省では、国産材の伐採量の急減により、ロシア材の輸入が増加している。その証明については、FSC の森林認証の他、いくつかの証明書が交付されているが、証明書の確認が難しく、F S C の森林認証以外の証明書については、合法性の確保の観点から鑑みて、十分なチェックができない可能性がある。

¹⁰北京林業大学郑小贤教授、番禺康連木業有限公司関係者など

¹¹華中のポプラと華南のユーカリの人工林木を比べると、前者は、造林収穫の主体が農民層で流通の主体も小規模な事業者であることが多くのトレーサビリティが低いケースが多いといわれている。

¹² Kate Horner, Illegal Russian Timber on Japanese Markets, https://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2014/EIA_Russia-Japan_Report_JAP_P03.pdf

6 まとめ

(1) 中国政府及び業界団体の違法伐採問題に関する認識

中国は、日本にとっても世界にとっても木材の供給基地として重要な存在となっている。そのため中国の木材加工・流通企業が違法伐採問題を受け止め、みずからの調達方針の中に合法性が証明された製品を位置づけて取り組むことは、世界中の森林の管理の水準を上げ違法伐採問題に対する対処を進める上で重要な課題である。

地球環境問題への対処を優先課題とする中国政府や業界団体も違法伐採問題は重要な問題との認識があり、一定の取り組みがなされている。国内の森林管理については水源の管理に関連して「天然林資源保護工程」など思い切った施策がとられている。

中国政府による施策が輸入材の管理に及ぶかは今後の課題であり、今回の事業者によるアンケート調査の結果でも、政府の施策に期待する複数の意見が特徴である。

(2) 中国国産材の合法性証明の有無

中国国産材については、伐採許可と、輸送許可の二つの制度を森林法が規定しており、行政当局によって制度を遵守するための取り組みがなされている。

これらの成果を、日本のグリーン購入法に関連するガイドライン、米国のレーシー法、EU木材規則など、先進国で進んでいる違法伐採対策とリンクさせるには、制度の実施状況を第三者も含めて確認するなどの体制が必要である。

今回の調査では、中国の一部地域の優良な事例について数件調査したのみであるため、今回の調査をもって、日本の合法木材の証明を行うための証拠書類としての十分に信頼できると言うには抽出数が十分とは言えないが、林野庁ガイドラインとタイアップして効率的な制度ができる可能性がある。

一方、中国の調達政策に関しては、当該分野での取り組みの成果があがっていない。これに関連して、中国独自の森林認証制度確立へ取り組みがなされているが、市場に定着するにはいたっていない。

(3) 輸入材の合法性証明について

今回の現地調査箇所では、輸入材を加工した木材製品を輸出している事業者は、国際的な森林認証機関による認証材を輸入している特殊なケースであったが、世界中の違法伐採リスクの多い地域から原材料を輸入している実態にあり、これに応じた違法伐採対策がとられているとは言えない状況にある。

アンケート調査結果では、木材製品を輸出している事業者は、森林認証や日

本の合法性証明制度に対する関心は高かった。一方で供給先から要請があれば対応するという回答もある中で、日本側の取引先から、合法木材に対応した製品を出荷するような要請が出ていないケースも多いと考えられ、日本国内で輸入製品を取り扱う事業者への合法木材の普及も重要な対策として、引き続き実施していく必要がある。

いずれにしても、違法伐採問題に対処して輸入材を管理する仕組みが十分に整っていないのが実情であり、今後の課題だといえる。

(4) 今後に向けて

今回の現地調査では、中国国産材を100%使用した製品については、伐採許可等の中国国内の制度に基づいた証明書の有無や、分別管理の実施等により、合法木材の証明のための必要十分な条件が何かを検証できる可能性が見受けられた。このような場合は、中国側の書類管理・責任体制の確保が図られれば合法性証明の可能性が広がるだろう。

一方、輸入材を使った木材製品については、総合的に判断する材料が無いため、これまでと同様、個別の事例毎に合法性について判断していくことが必要である。

中国の木材製品の主要な輸出国は、米国、EU、日本などであり、各国・地域の取引先からも、合法性、持続可能性がある原木を使った製品が求められており、さらに、中国の違法伐採対策が今後大きく進展する可能性もあり、引き続き推移を見ていく必要がある。

参考資料

- 1 中国における木材の合法性証明の現状調査実施方針…………… 33
- 2 中国における木材の合法性証明の現状調査検討委員会名簿…………… 36
- 3 中国木材・木材製品流通協会より日本全国木材組合連合会からの質問と
依頼事項に対する回答…………… 37
- 4 アンケート調査回答…………… 46
- 5 中国省別木材生産量2012年…………… 49

参考資料 1

平成 26 年 10 月
全木連

中国における木材の合法性証明の現状調査実施方針

日本に対する最大の木材・木材製品の輸出国である中国について、近年の木材輸出動向と、伐採から輸入にいたるサプライチェーンの実態、合法性証明の有無等を把握する。また、今後の方向等について業界関係者等から聞き取り、中国からの輸入木材製品の合法性確認方法等を確認し、今後の合法性が証明された木材の普及に資する。

1 中国の木材・木製品の加工・流通の実態と違法伐採問題への取り組み

(1) 中国の木材・木材製品加工・流通の概況 (文献)

FAO 林産物統計年報、中国木材統計年報などに基づいて、近年の国別、品目別貿易動向 (文献)

世界の中の中国市場の位置、先進国途上国の関係など (文献)

日本の貿易統計に基づき中国からの輸入木材の大きさ、主要な輸入木材製品の概要

(2) 中国の木材・木材製品加工・流通の地域ごとの概要 (参考 1)

可能な限り地域ごとに以下の特徴を明らかにする。(文献、中国協力団体に質問状、業界関係者に聞き取り)

①日本向け輸出を行っているのはどこが中心なのか、東北部 (広葉樹製材、家具部材)、華中 (ポプラ合板、LVL、集成材)、華南 (ユーカリ合板、LVL、家具部材) (参考資料 2 5 ページ参照)

②何を原料として (国産材か輸入材か、樹種、加工度など)、どこをマーケットにして (日本向け、欧州、北米)、主として何を生産しているのか (家具、建築用部材、製材、合板、集成材・・・)

③サプライチェーンの主体はだれか (供給先、出荷先は中国企業か海外の企業か)、

(3) 違法伐採問題と中国の木材貿易 (文献)

違法伐採問題に関するリスク

(上記データの分析、過去の NGO、その他の関係者の指摘、業界関係者への聞き取り) できれば地域ごとに (同上)

(4) 中国の違法伐採問題への取り組み (概要)

中国政府のポジション（中国協力団体の意見）

FSC、PEFCのCOCの動向、森林認証制度、EU（文献、業界関係者等からの聞き取り）

日本のグリーン購入法への対応（中国協力団体の意見）（参考資料3）

欧州のEUTR、米国のレーシー法などに対応する中国木材業界の対応可能であれば地域ごとに

（業界関係者からの聞き取り、中国協力団体の意見）（参考資料3）

(5) 中国の違法伐採問題への取り組み（アンケート調査）（別紙1）

中国木材・木材製品流通協会と共同で日本市場に関心のある100社程度を対象として、合法性証明にかかる現状と、今後の可能性について調査

2 日本に輸入される木材・木材製品の輸出入の関係者に関する事例調査

日本の家具メーカー、木材輸入会社などの協力を得て、中国側の輸出業者の原料調達のプロセスを現地でヒアリングし実態を解明。（可能であれば、林野庁のガイドラインに基づいて合法性証明を実施する可能性と課題を明らかに）（3 地域のどこをターゲットにするか）

（現時点での事例候補）

(1) 広東省広州市内合板工場

伐採、流通加工に関するサプライチェーン全体を調査することが可能

国産の人工林資源をベースとした輸出製品の事例として調査

（場合によっては、業界団体認定の可能性、日本の団体の認定の可能性なども調査）

(2) 広東州輸入材の事例

保税地域で輸入し加工している事例（簡単にフォローアップができる）

輸入協会のメンバーの協力を得て、サプライチェーンの実態調査をすることが可能。

その他、家具業界などのリクエストがあれば事例を加える

木材流通協会と事前の連携をとり、広東省の木材業界団体の協力をえて、全体の概要把握ができるようにする。（流通協会確認済み）

3 専門委員会

調査の全体の助言、監修のため、以下のメンバーによる委員会を設ける

立花 敏 筑波大学生命環境系 准教授
平野悠一郎 森林総合研究所林業動向解析研究室主任研究員
岡田 清隆 日本木材輸入協会専務理事
黄 勝 澤 海外林業コンサルタンツ協会研究部長

10月6日、1月の2回開催

4 今後の方針スケジュールなど

(1) 準備段階（7－8月）

1 (1) の文献調査

1 (2) － (4) に関する情報収集

①木材流通協会からの情報提供依頼（8月下旬に黒竜江省でセミナー開催その際、現地及び北京で意見交換）（過去のプレゼン資料のアップデートを含め、地域別情報でこまでわかるか、質問表を作成）

②日本の業界関係者からの聞き取り（輸入協会、家具業界）

③過去の調査結果の分析

(2) 第2段階（8－10月）

1 0月に国内で検討委員会を開催を検討

1 (2) － (4) の検討、情報提供の依頼

2 の準備

(3) 第3段階（10月から12月）

2 の実施調査準備、実施（11月初旬ごろ）

(4) 第4段階（12月から2月）

まとめ

参考資料 2

中国における木材の合法性証明の現状調査検討委員会名簿

平成26年9月

事由	氏名	所属	敬称略 順不同 役職
学識経験者	立花 敏	筑波大学大学院 生命環境科学研究科	准教授
学識経験者	平野 悠一郎	森林総合研究所 林業システム研究室	主任研究員
中国情報	黄 勝澤	一般社団法人 海外林業コンサルタント協会	研究部長
関連業界	岡田 清隆	日本木材輸入協会	専務理事

(林野庁)

長久 安佳音	木材利用課木材貿易対策室課長補佐 (貿易第一班担当)
小口 真由美	木材利用課木材貿易専門官

(オブザーバー)

丸山 郁夫	一般社団法人日本家具産業振興会	専務理事
-------	-----------------	------

(事務局)

一般社団法人全国木材組合連合会	森田、加藤、藤原、村上
-----------------	-------------

参考資料 3

中国木材・木材製品流通協会より日本全国木材組合連合会からの 質問と依頼事項に対する回答

日本全国木材組合連合会様宛

一. 中国の木材・木材製品加工・流通の概況（に関する文献・資料の提供）に関して

- (1) 中国木材及び木製品流通業界年鑑、中国林業統計年鑑の最新版は 2012 年の実績があるものか？

答：当協会編纂の「中国木材と木製品流通業界年鑑(2013)」、及び中国国家林業局発表の「2013 中国林業発展報告」を提供することができます。その他情報については、中国国家統計局、商務部、税関総署、国家林業局公式ウェブサイトにて収集することができます。

- (2) 表記に関して、概要（もしくは分析や考察等の研究）をまとめた文献はあるか？（できれば英文、日本語で）

答：当協会では「中国木材と木製品市場発展報告(2012 年)」、「中国廃棄木材回収利用研究」、「中国木材保護技術と管理研究」、「中国木材節約代用業務実用ハンドブック」、及び「第二回世界木材と木製品貿易大会文集」等の関連文献を提供することができます。その他情報については、中国木製ドア、床板、家具等のウェブサイトから収集することができます。

二. 中国の木材・木材製品加工・流通の地域ごとの最新概要に関して

- (1) 上表記に関して、概要をまとめた文献（論文）はあるか？（できれば英文、日本語で）

答：中国木材及び木製品加工と流通の主要地区（地域）は、内モンゴル、黒龍江、遼寧、河北、北京、天津、山東、江蘇、浙江、上海、広州等になります。現在のところ、地区統計は各地方統計部門の担当になっていますが、単独公布の木材及び木製品加工と流通発展状況に関する報告は多くはありません。もし地区の最新概況について調査の必要がある場合は、各地方政府公式ウェブサイトで調査閲覧することができます。当協会には地区のデータはありません。

- (2) 日本向けの輸出は、主として

- A 北部三省で加工製造されたロシア材を中心とした針葉樹、広葉樹の製材、集成材、フローリングなど（大連が出荷地）
 - B 山東省、江蘇省で製造されたポプラ材構造用 LVL など
 - C 広東省などで製造されたユーカリ合板など
- の三つが大きな輸出品目と考えられるが

関連データはあるか

答：当協会には、それらのデータがありませんので、もし必要であれば、当協会のほうで中国税関及び大連、山東、江蘇、広東等地方税関を通して、各種木材と木製品の日本への輸出状況を調査することができますが、一定の費用と時間が必要になります。

(3) これらの地域の日本向け、海外向けの流通の概要を団体の関係者、研究者から聞き取りをしたらどこのだれか？

答：もし必要であれば、当協会のほうで中国税関及び大連、山東、江蘇、広東等地方税関を通して各種木材と木製品の日本への輸出状況について調査することができますが、一定の費用と時間が必要になります。また、貴会のほうでも、日本税関を通して中国企業の木材と木製品の日本への輸出状況を問い合わせることができます。もし、中国木材と木製品の日本への貿易全体状況を知ることが必要であれば、当協会の朱光前名誉会長等に問い合わせることができますし、当協会が主催する輸出入関連の貿易大会にご出席されることで情報を得ることができます。当協会の傘下にある木材輸出入貿易商分協会からも日本側の問い合わせに対する回答や調査業務の代行を行うことができますが、いずれも時間と費用が必要になります。

三. 違法伐採問題と中国の木材貿易リスクと対策に関して

(1) 違法伐採問題に関するリスクを木材流通協会としてどのように認識しているか

答：違法伐採問題において直面している(潜在)リスク問題について、当協会は非常に重視しており、違法伐採は森林を破壊するだけでなく、国際木材貿易市場の秩序混乱をもたらし、合法木材の市場競争力を失わせ、合法経営企業の利益を著しく損なうものだと考えます。「中華人民共和国森林法」では違法伐採を明確に非としているだけでなく、違法伐採及び違法貿易に打撃を与える面で非常に厳格な法律を規定しています。

流通業界協会として、中国木材と木製品流通協会規則第二章第六条第九項で次のように明確に規定されています。「海外の木材と木製品業界の団体との友好往来及び情報交換を積極的に行い、国際交流を展開し、国内外の森林認証や木材原産地合法性認定システムまたは基準の策定、改正、訓練に積極的にかかわり、業界のメンバー企業が海外貿易での反ダンピング (Anti-Dumping)、反補助、貿易保護対策調査等にかかった場合のバックアップや業界の損害 (損失) 調査業務にも従事する」。この数年来、中国木材及び木製品流通協会は関連国家部門及び国際組織と多くの提携合作を展開し、国内企業向けの木材と木製品合法性購入の研修会や訓練プログラムを多数開催してきました。そのうちの一つの活動は2009年から2014年の間に、当協会と日本全国木材組織連合会が協力して「合法性木材と木製品調達の普及に関するシンポジウム」を4回開催したことです。この活動は中日政府と企業間の政府グリーン購入、木材と木製品合法性検証における交流の促進に寄与しました。2011年、当協会は世界自然基金会や国際木材産業と連携して、東莞、上海、大連及び綏芬河に

て「アメリカ修正レイシー法」や「EU 木材法」関連の一連の研修会を開催し、中国木製品加工輸入企業の上記 2 つの法案に関する多くの疑問に答えました。2013 年は世界自然基金会、EU FLEGT そしてアジアにおける責任ある林業及び木材貿易 (RAFT) と連携して「国際木材と木製品グリーン購入に関するシンポジウム」を開催しました。それ以外にも、当協会はヨーロッパ森林研究所、世界森林協会及びアメリカ大自然保護協会等の国際的組織と共に木材産業企業の責任ある購入能力を高めることを主旨とする多くの業務を展開し、中国政府木材と木製品エコ (グリーン) 購入政策の実現可能性についての研究も展開しました。当協会は、木材原産地の合法的購入及び関連貿易を断固として提唱します。ただし、国際社会での一部の世論わが国の木材輸入が国際違法伐採を助長しているといういわれのない非難については、断固として反駁します。

(2) 中国政府の立場はどのようなものですか？5 ヶ年計画等の中央政府の公文書の中に関連記述はありますか？

答：(1) 中国政府は、違法伐採及びそれに関連する貿易問題に対する取り締まりは、一貫して揺るぎない立場をとっており、外交部のスポークスマンは何回も次のように述べています。「中国は違法伐採及びその関連貿易行為に断固反対であり断固として打撃を与える。互いに利をもたらし共に成果を勝ち取る (互惠関係) ことと、持続可能な森林資源管理への協力を行う戦略を堅持する。我々は、森林の持続的経営、正常な木材製品貿易の保護、世界の森林資源の保護のために、国際社会と共に努力して積極的な貢献をすることを志願する。」

(2) 中国経済と社会発展の「12 回五計画」の第六編の第二十五章の中で次のように記述しています。「天然林資源保護プロジェクトを継続的に実施し、退耕還林 (耕作をやめて耕地を林地に戻すこと) や退牧還草 (放牧をやめて草原に戻すこと) 等の成果を強化・拡大し、砂漠化および水土流失の総合整備、森林や草原等の植生、河川、湿地の保護を推進する。森林や草原の管理保護を強化し、森林や草原の防火や病虫害の防除を強化し、草原生態系の保護補償奨励システムを実施する。自然保護区建設監督管理を強化し、管理保護レベルを向上させる。生物の安全管理を強化し、生物種資源保護と管理に大いに力を入れ、種資源の喪失と流失を効果的に防止し、外来種の侵入を積極的に防止する。」

(3) 中国は木材の合理的、また効果的な利用を非常に重視しています。早くも 1951 年 8 月に、中国政府は「中央人民政府政務院木材節約に関する指示」を發布し、1980 年代には、「森林法」を公布し、森林伐採、運輸、検査検疫についてすべて明確な規定を行ないました。1980 年代初めに、中国政府は、わざわざ「国家経済委員会木材節約弁公室 (政府機構改革を経て、現在は木材節約発展センターと改名) を発足させ、国全体における木材の節約及びそのための (木材) 代替資材開発業務を担当させました。2005 年 11 月に、中国政府国務院は「木材節約および代替資材開発推進を加速させることについての意見に関する通知」を發布し、木材加工機械デジタル制御化プロジェクト、木材保護プロジェクト、廃棄

木材再生利用産業化プロジェクト、環境保護型木材代替プロジェクト等の重点プロジェクトの実施を明確に提議し、2010年までに年平均4千～5千万m³を節約できる（代替資材で賄う）という目標も打ち出しました。2009年に、中国工業・情報部（省）、発展改革委員会、科学技術部（省）、財政部（省）、商務部（省）、国家税務総局、国家質検総局は、連携して「電気機械製品包装の木材節約（代替資材使用）についての通知」を公布しました。2009年から、中国木材節約発展センターは「中国エコ木材産業計画」を他の関係者らと共同で提議し、行動に移した。さらに、中国国家発展改革委員会は「中国木材節約代替資材利用に関する実務ハンドブック」を特別に編集し、木材の合理的かつ効果的な利用の指導のため全国で発行しました。

(4) 近年、わが国が違法伐採及び関連問題に打撃を与えるために講じた措置は以下の6つの方面に分けることができます。一つ目は、林業の法律執行と管理を強化し、違法伐採行為を根源から根絶すること。二つ目は、木材合法性についての共同理解を深めることによって、各方面の利益と符合する（いろいろな関係者が納得する）木材合法性について互いに認める方法を探索し確立すること。三つ目は、企業への指導とサービスを絶えず強化し、企業の自律と責任意識を高めること。四つ目は、政府管理部門、業界を束ねる協会と企業が三位一体となって違法伐採及び違法貿易に打撃を与える連携協力システムを確立し、業務上の協力体制を作り上げること。五つ目は、対話交流を積極的に展開し、国際協力を推進すること。六つ目は、中国森林認証システムを確立し、専門的な認証機構を設立すること。(2014APEC会議の中国政府公式見解)

(3) 国際的な合法材認定システム等の新しい動きについて、中国はどのような対応措置を講じましたか？

答：以下の幾つかの面でまとめることができます。

(1) 林業の法律執行と管理を強化し、違法伐採行為を根源から根絶する。法律制定と行政法規制定により、森林伐採限度額管理、許可制林木伐採、許可制木材運輸および許可制加工経営等の一連の森林資源管理制度を確立し実施した。よって、木材及び木材製品の中国国内での伐採、運輸及び加工利用の合法性を確保する。厳格な行政によって法律を執行し、違法伐採と非合法的な貿易活動を効果的に抑止する。木材及び木材製品の輸出入貿易管理を強化し、多くの部門が共同で木材及び木材製品の輸入について監督管理を実施する。

(2) 指導とサポートを強化し、企業の自律と責任意識を高める。「中国企業国外森林持続可能な経営利用指針」、「中国企業の国外における持続可能な森林造成育成ガイドライン」を制定し、中国企業が関連法律法規と国際公約に従って国外で森林資源栽培育成や伐採、加工を展開するよう指導する。

(3) 多方面の関係者がこの課題に関われるシステムを確立し、協力体制を作り上げる。政府管理部門、協会組織、企業が三位一体となって違法伐採及び関連貿易に打撃を与える

連携協力システムを立ち上げた。国際交流を積極的に行い、政策等に最新情報を提供し、グリーン購入を唱道する。

(4)対話と交流を通じて、国際協力を推進する。アメリカ、日本、オーストラリア、インドネシア等を含む APEC の重要なメンバー国家と、木材違法伐採及び非合法貿易を取り締まる取り組みについての覚書に署名し、国際社会と共同努力して違法伐採及び関連貿易に打撃を与える。

(5)木材合法性に対する共通認識を深める。協力し合う関係者のそれぞれの利益に符合する木材合法性相互認定方法の探索と確立に力を入れ、木材の出所の合法性を保障する。

(6)中国森林認証システムを樹立させた。現在、森林認証基準等の技術面での関連指標やパラメーターなどは完備しつつあり、国際社会における相互認定事業は実質的な進展を見せている。

(4)原料となる木材の合法性についての確認状況はどのような現状ですか？

答：国家林業局の陳勇氏（同局の「林産品国際貿易研究センター副主任」）は以下のように述べています。「今後における国際市場での木材の取引に関して、木材輸出国の政府と二国間協議書を結び、その協議書に双方が認めた輸出しようとする木材の具体的な合法性証明方法（各種手続きの書類や証明書など）を明記する。中国税関はそれらの木材輸出国が発行した木材合法性証明書類を審査して中国国内に入ることを許可する。中国国内では我々が我々の三証（伐採許可証明、運送許可証明、加工許可証明）管理によって木材の合法性管理を強化する。このように、原産地（輸出国）の管理と我々の国内の管理の二つの「関」を設けておけば、輸入材もそうだが、再び中国から海外に輸出した木材も基本的に合法性証明の要求を満たせる。これが我々の基本的な思考方向である」。

(5)FSC、PEFC の COC の動向、森林認証制度、はどうなっているか？森林認証等の加入状況及び認証を取得した木材及び木製品の供給比率は？

答：(1)PEFC は、新たにサプライチェーン(COC)訓練研修プログラムを公布してします。この新プログラムは PEFC が認証機構のために提供する広範な応用プログラムの一つである。認証機構はこのプログラ用いてサプライチェーンの内部研修（訓練カリキュラム）を行うことができ、よって PEFC の正式認可を得ることができます。サプライチェーンの現場で審査の品質をいっそう確実に保障するために、2014 年 7 月までに、すべてのサプライチェーンの検査員が 2 年に 1 回の訓練研（訓練カリキュラム）を終えなければならないと PEFC は条件を付けました。この訓練カリキュラムは PEFC が直接行うか、もしくは PEFC の認可を得たものが行わなければなりません。認可の有効期間は二年です。始めの時には認証機構の代表が自ら 2 日間の訓練カリキュラムに参加しなければなりません。その後の 2 年間に於いて、必ず定期的に関連訓練研修に参加して、PRFC についての近況及び更新された訓練カリキュラム教材について把握しなければなりません。訓練研修カリキュラムは 15 名以下

の少人数のグループ討論形式をとっており、このグループに参加した人はそのあと続く定期訓練研修活動にも参加しなければなりません。「認可訓練研修プログラム」は PEFC 基準(詳細は PEFC ST 2003:2012)に基づいて、業界内部で展開される PEFC 審査員訓練研修を行う認証機構に提供するために発表されたものです。認証機構の代表職員とはその認証機構で PEFC サプライチェーン審査業務に従事する製品担当責任者、主席審査員、PEFC サプライチェーンプロジェクト担当者を指します。訓練研修期間は 2014 年 6 月 3 日～4 日、2014 年 10 月 21 日～22 日です。

(2)FSC について

(A)今のところ FSC はオンライン申告プラットフォーム OCP を開放しており、FSC 製品取引を行う企業は、OCP で互いにつながり、FSC 製品取引記録を入力し直ちに検証することができます。OCP で検証した FSC 製品の購買記録は、製品が表明する(発信している)性質の真実性を保証する点で有益であり、FSC におけるブランドとしての信頼性を高められます。FSC は、OCP を使用することによって企業の認証管理負担を減らし、審査効率を高めることができると予知しており、企業の過重負担を減らすために、いかにして OCP を最大限利用するかを研究しています。これによって更に完成された FSC システムを作り上げようとしています。見込みとしては今年の秋以降、この研究を完成させることができると考えられます。今のところ、OCP は試験運行段階にありますが、2016 年リオデジャネイロオリンピック及びパラリンピックでは、FSC オンライン申告プラットフォーム(OCP)を使用して購入原材料を検証することになるでしょう。

(B)FSC 中国森林経営基準草稿 1.0 は既に完成し、2014 年 8 月 19 日から 10 月 19 日まで 2 カ月にわたって公開意見募集をしています。

(C)2014 年 7 月 1 日まで、中国の FSC 認証をパスした森林面積は、314 万 5,935 ヘクタールで、認証を行った企業は 3,603 社です。

四. 日本のグリーン購入法に合わせて講じた対応措置について

(1)木材企業信用評価制度(2006 年執行)のこれまでの実施状況は？

答：企業信用評価は、商務部、国務院国有資産監督管理委員会が連携して主催する業界の活動で、2004 年に展開して以来、業界内で広く反響を起こしてきました。中国木材・木材製品流通協会は、一番最初に信用評価業務を行う資格を取得した一級協会(最高レベルの資格を持つ団体)として、2006 年以来一貫して木材業界企業の信用評価業務に力を注いでおり、2014 年までに 30 社の評価作業に参加しました。評価対象企業には木製ドア製造企業、木製フローリング生産企業、木材輸出入企業など多岐に亘る経営形態の企業が含まれています。わが国の信用評価システムが日一日と完全なものになっていくにつれ、信用評価システムに参加する企業の数量も日一日と壮大なものになることでしょう。

(B) 中国の環境ラベリング認証制度の運営状況及び企業信用評価制度との連携状況は？

答：現在のところ、わが国の企業信用評価制度は大方木材合法性認証の有無を指標としており、環境ラベリング認証制度との連携は来展開することになるでしょう。

(C) 日本のグリーン購入法について

答：中国木材・木材製品流通協会と日本全木連はすでに中国で日中木材と木製品合法貿易シンポジウムを4回共同開催しており、日本のグリーン購入法を宣伝し、会員に日中二国間の木材と木製品貿易規則及び国際貿易法則の遵守を提唱しています。

五. ヨーロッパのEUTR及びアメリカのレイシー法等に対する中国木材業界はどのように対応していますか？

答：(1)政府レベル：多くの地方政府の関連部門は、「レイシー法」に積極的に対応するよう、企業を真面目に指導しています。例えば、輸出企業がこの法案にうまく対応できるようにとった措置として、ここで山東省の例を挙げます。当省の各レベル政府機関である対外経済貿易部門は以下の措置を講じてきました。一つ目は、即時に情報を発表することです。関連情報を全面的に収集整理すると同時に、即時に「毎日情報（地方政府発行紙）」や山東国際ビジネスネット、及びその他ニュースチャンネルを通してアメリカでの当該法案実施の最新状況、わが国からの輸出への影響、その対応方法等について企業に通知しています。二つ目は、指導の強化です。関連企業に原材料購入時のチェックを強化し、原材料購入に関する各種証明資を必ず収集保存するよう求めています。国外の顧客と契約を結ぶ際は双方の責任を必ず明確にして、最大限に契約不備によって負う法律責任と経済損失を防ぎよう指導します。併せて、アメリカの輸入業者を通して現地（米国）政府との交渉力アップを計ることも企業に指導し、わが国の輸出への（マイナス的な）影響を最大限下げています。三つ目は、監督管理と訓練研修を強化、改善することです。関連企業への登記（輸出関連）記録管理を完備させ、監督管理を強化します。関連企業の技術と管理スタッフの業務訓練研修に力を入れ、「レイシー法」の規定をいっそう理解かつ把握できるようにし、効果的な措置を講じて、関連リスクを回避します。同時にサンプル（事例）の収を編纂を積極的に行い、資料作成、書類鑑定、審査手続きなどの技術レベルが向上するよう努力しています。四つ目は、企業の市場開拓をサポートすることです。各レベルの政府対外経済貿易部門は専用資金を用いて、輸出企業が国内外の各種展示会に参加したり、新しい顧客を探し求めたり、新しい市場を開拓するのをサポートしています。アメリカへの安定した輸出を行なうと同時に、その他の市場、特に新興市場への輸出拡大に努力しています。

(2)学術界：関連法案を深く掘り下げて研究しています。それぞれの地方の学者がその地域に合わせて関連法案を深く掘り下げて研究し、特にそれが関連産業にもたらす影響について

て論じ、対応戦略や対応措置を提案しています。例えば、北京林業大学材料・化学学院は、中国林権、森林法及びアメリカ「レイシー法」修正案が中国林産品生産及び輸出入貿易に与える影響及び対応戦略訓練研修クラスを上海で開催しました。

(3) 業界協会：中国木材・木材製品流通協会、中国家具協会、中国林産物工業協会等の関連協会がアメリカ「レイシー法」、EU 木材法等の関連法案にそれぞれどのように対応しているかについて、企業向けの訓練研修及びシンポジウム等イベントを開催し、関連法案についての企業の疑問に答え、国際市場の新しいルールによりよく対応できるよう企業を指導しています。

(6) 2010年12月の第二回シンポジウムで朱光前氏が発表された「中国合法木材認証システム」について、最新版を提供していただくことはできますか？

答：できます。また、すでに一部補足内容が付け足しています。

中国木材と木製品流通協会

2014年8月26日

提供文献目録

- 「中国木材と木製品流通協会案内書」
- 「中国木材と木製品流通業界年鑑」2013
- 「2013 中国林業発展報告摘要」
- 「中国木材と木製品市場発展報告」2012 年版
- 「中国廃棄木材回収利用研究」
- 「中国木材保護技術と管理研究」
- 「中国木材節約代用業務実用ハンドブック」
- 「第二回世界木材と木製品貿易大会」(大会刊)
- 「中国木材と木製品」(会刊)
- 「中国の持続可能な発展木材市場概況」(朱会長大連会場演説原稿)

参考資料 4

回答者	24	100%
q1 御社の概要		
a 木材製品製造業	12	50%
b 木材・木材製品流通業	10	42%
c その他	2	8%
q2-1 主な原料木の産地(伐採箇所)		
q2-1-a a中国産がほとんど	8	33%
q2-1-b b 海外産がほとんど	12	50%
q2-1-c c 双方	4	17%
産地細分 a 東北		1 4%
b 華北		3 13%
c 華中		5 21%
d 華南		8 33%
e その他		2 8%
a 北米		10 42%
b 日本		3 13%
c 欧州		8 33%
d 熱帯木材産出地域のアジア		2 8%
e オセアニア		7 29%
f 中南米		1 4%
g アフリカ		1 4%
h ロシア		10 42%
i その他		1 4%
q2-2 販売先		
q2-2-a a中国がほとんど	7	29%
q2-2-b b 海外がほとんど	9	38%
q2-2-c c 双方	8	33%
販売先細分 a 東北		7 29%
b 華北		10 42%
c 華中		11 46%
d 華南		11 46%
e その他		5 21%
a 北米		7 29%
b 日本		15 63%
c 欧州		5 21%
d 熱帯木材産出地域のアジア		1 4%
e オセアニア		1 4%
f 中南米		1 4%
g アフリカ		2 8%
h ロシア		2 8%
i その他		6 25%
q2-3 販売方法		
a 主として固定的顧客	22	92%
b 主としてインターネットなどによる随時の注文に対応	0	0%
c その他	2	8%
q3-1 違法伐採問題に関する貴社の考え		
a 違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であり、当事者として常に違法	15	63%
b 違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であるが、当事者としてはリス	6	25%
c 違法伐採問題は一部の人がいっほど大きな問題ではない	0	0%
d その他	3	13%

q3-2 違法伐採問題を解決・回避するための取組		
a 自社の製品には違法伐採材が排除されるような仕組みを整備している	10	42%
b 自社の製品には違法伐採材が可能な限り少なくなるような仕組みを整備している	4	17%
c 違法伐採材が排除されるような仕組みが社会的にできている(政府による違法伐採)	7	29%
d その他	3	13%
q4-1 森林認証制度		
a 森林認証・認証材の認証事業者である	12	50%
b 認証事業者ではないが制度を知っている	12	50%
c 森林認証には興味がない	0	0%
q4-2 森林認証についてどう思いますか(複数回答)		
a 供給先から認証材を求められているなどメリットがある	16	67%
b メリットは特にないが、認定制度は必要と考えている	15	63%
c 認証事業者になることにあまりメリットはないと考えている	1	4%
d 認証事業者になる必要性を感じない	2	8%
e 特に意見は無い	0	0%
f その他		
q4-2-others その他意見内容		
当社が使用している原材料は天然林ではなく、人工林のポプラで、環境破壊とは問題外である。		
q5-1 日本の制度の認知		
a よく知っている	5	21%
b 聞いたことはあるが内容は知らない	18	75%
c まったく聞いたことがない	1	4%
q5-2 日本の制度についてどう思いますか		
a 消費者に合法性が証明された木材を供給する一定の信頼性のある情報を伝達す	13	54%
b コストがあまりかからないのでメリットがある	0	0%
c 信頼性に問題がある	0	0%
d 手間がかかり面倒である	2	8%
e 制度についてもっと知りたい/制度をよく知らないが興味がある	6	25%
f 特に意見は無い	2	8%
g その他	2	8%
q5-2-others		
目下の時勢では国民が日本発の認証制度に偏見を持つかもしれない。(今の両国間の不穏な関係のもとでは日本の認証制度を心理的に拒否するかもしれない。)		
q5-3 合法木材供給事業者認定の取得		
a 可能なら認定をとりたい	13	54%
b 認定事業者取得について検討したい	11	46%
c 日本に製品を輸出しているが、認定取得は考えていない	0	0%
d 特に意見は無い	0	0%
e その他	0	0%
q5-3- 所属している業界団体名		

q6 違法伐採対策についてご自由に意見を記載してください

違法伐採が不利であることが決まっている。国家と庶民には取り返しがつかない損失をもたらすし、(木材)業界の正常な競争にも必ず不利な影響を来す。業界協会及び国家機関は違法伐採の関連知識を強力に普及し、違法伐採行為を取り締まり、同時に関連業界及び大衆の意識の認知度を高めれば、違法伐採抑制に関わる認証制度や違法伐採行為の取り締まりの推進に積極的な影響をもたらすことができる。

中国で広く植栽・育成しているポプラ人工林として、その合法性の管理(取扱い)は天然林と区別すべきである。天然林に対してはその伐採へ管理と伐採がもたらす環境破壊の状況調査を強化すべきである。人工林と天然林は明確に区別して扱うべきである。現行の人工林に対する合法性管理は(天然林と)区別されていないゆえに、多くの余計な仕事(手間)を強いられている。

政府の政策が着いていかなければ、国際組織がいくら強調しても、(違法伐採の)根本的な抑制には到達しない。

政府が監督・管理に確かな力を入れさえすれば、違法伐採は最大限抑止できる。

内情を知っていた場合には絶対に違法伐採の木材を購入しない。

参考資料5

中国省別木材生産量 2012 年		単位千 m ³			
地区名	木材生産	製材生産	合板	繊維板	削片板
北京市	143.3			194.8	
天津市	106.8			125.0	33.0
河北省	746.8	2,117.0	3,697.7	3,401.8	1,653.1
山西省	122.1	12.6	9.9	194.3	156.0
内モンゴル自治区	2,088.3	6,042.1	254.1	135.8	266.9
遼寧省	1,914.3	2,805.7	1,043.3	1,775.1	399.3
吉林省	3,442.6	1,498.3	1,314.0	873.4	826.0
黒龍江省	3,018.9	5,284.0	1,774.1	563.7	353.6
上海市	3.2	16.5	86.4	139.8	
江蘇省	1,734.1	2,083.4	25,587.3	7,489.6	2,273.0
浙江省	1,569.3	3,141.3	1,890.7	1,194.7	190.2
安徽省	4,956.3	3,457.7	5,885.7	3,313.6	628.3
福建省	5,707.4	1,746.6	3,272.3	1,501.4	1,416.9
江西省	2,866.3	1,909.3	1,205.5	1,003.0	187.2
山東省	5,516.4	9,201.1	35,753.4	11,504.4	11,667.0
河南省	2,784.5	1,539.9	6,445.9	3,653.5	812.9
湖北省	2,586.6	739.9	737.2	2,584.4	91.9
湖南省	4,671.2	2,771.8	2,074.4	568.1	371.4
広東省	7,598.6	1,485.8	2,105.6	4,623.0	1,339.1
広西チワン族自治区	16,681.2	3,685.3	13,183.6	6,814.7	388.7
海南省	1,115.7	649.8	183.5	60.4	90.0
重慶市	301.1	191.5	278.6	420.4	0.5
四川省	2,461.7	2,410.2	1,988.6	3,483.1	279.5
貴州省	2,154.3	787.3	454.9	70.2	0.9
雲南省	5,301.3	1,557.6	493.9	1,520.9	67.6
チベット自治区	768.6	90.2	1.9		
陝西省	163.7	145.9	52.2	822.3	0.7
甘肅省	47.3		6.0		
青海省	19.2	0.6			
寧夏回族自治区	15.5				
新疆ウイグル自治区	357.0	122.0	29.7		
大興安峰	785.2	188.4	1.3	124.7	1.9
合計	81,748.7	55,681.9	109,811.7	58,003.5	23,495.5

中国木材・木製品流通業年鑑 2013(中国木材木税品流通協会編)

林野庁補助事業

平成26年度
中国における木材の合法性証明現状調査
報告書

2015年（平成27年）3月

一般社団法人 全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>